

地域農業の持続的な発展を支える新規就農者等への支援 及び担い手への農地の集積・集約化の促進

【農林水産省経営局経営政策課、農地政策課、就農・女性課】

【提案事項】 制度改正 制度創設 予算拡充

本県では、新規就農者が東北1位の383人となっている一方で、農業者が年間で約1,400人減少しており、このままでは食料安全保障が確保できなくなる。このような中、地域農業を持続的に発展させていくためには、兼業や副業で農業を営む者など多様な人材を新たな担い手として呼び込むとともに、担い手への農業用機械・施設の導入支援や農地集積、集約化による生産性の向上を図ることが重要であることから、

- (1) 新規就農者育成総合対策の支援対象を半農半X等の多様な担い手にも拡充するとともに、新規就農者が計画どおり農業用機械等を導入し営農開始できるよう経営発展支援事業の予算を増額すること **新規**
- (2) 担い手確保・経営強化支援事業において、果樹や野菜の経営体の申請・採択に配慮した優先枠を新設するとともに、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算を増額すること
- (3) 農地中間管理事業の取扱件数増加に伴い、農地中間管理機構の運営に支障をきたさないよう、事業予算を増額すること。また、未払金の増加に備えたリスク対策の整備を行うこと

【提案の背景・現状】

- 新規就農者育成総合対策については半農半X等の多様な担い手は対象外であり、経営発展支援事業では申請数に対し予算が不足し、採択率が大幅に減少した。
- 担い手確保・経営強化支援事業には農地利用効率化等支援交付金のような集約型農業経営優先枠がなく、規模拡大が難しい果樹や野菜農家の要望につながりにくいこともあり、本県における、担い手確保・経営強化支援事業等の要望及び採択の8割超は稲作農家となっている。
- 農業経営基盤強化促進法の改正により農地中間管理機構の事務量が増加しており、全国第4位の貸借面積である本県では再契約の事務負担も大きい。また取扱量の増加に伴い未払金の徴収に係る事務及び金銭的負担が大きくなっている。

【山形県の取組み】

- 本県では、新規就農者育成総合対策の対象とならない認定新規就農者、半農半X等に対し、市町村と連携した機械・施設等の導入支援や研修支援等に取り組んだ結果、新規就農者数が9年連続で東北第一位（R6:383人）となるなど、着実にその成果が表われている。
- 農地賃借の事務は契約書類の簡素化で軽減を図り、未払金は県からの貸付金や機構内部の財源を持ち出し、農家間の貸借が滞らないようにしている。

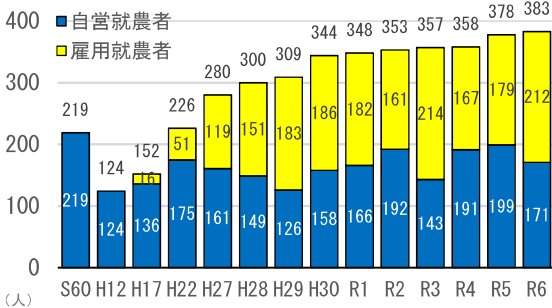
【解決すべき課題】

- 新規就農者が営農計画を着実に実行し地域に定着できるよう、経営開始時の農業機械・施設の導入等の支援について政府の施策を充実する必要がある。
- 担い手確保・経営強化支援事業の集約型農業経営優先枠新設、農地利用効率化等支援交付金も含めた予算増額など水稻農家以外への更なる配慮が必要である。
- 農地中間管理事業による農地集積を推進するため、取扱件数の増加に対応した予算の増額、未払金徴収事務の外部委託を行った場合の支援や過年度の未払金に係る損失についても補填対象とする必要がある。

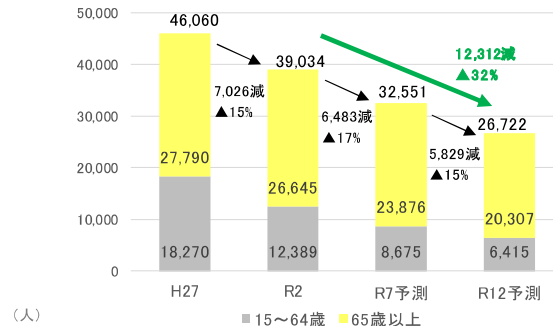
○ 新規就農者と基幹的農業従事者の状況

・令和6年度の新規就農者は383人となり、調査を開始した昭和60年以降で最多。
・一方、基幹的農業従事者は、5年間で15%(7,000人、1,400人/年)減少しており、令和2年度～令和12年度の10年間では、32%(12,000人)減少の見込み。新規就農者数は農業従事者数の減少をカバーできていない状況。

■ 新規就農者



■ 基幹的農業従事者



■ 新規就農者に向けた山形県の独自支援

令和6年度の政府の新規就農者育成総合対策は、49歳以下の認定新規就農者（雇用就農資金は除く）が対象。山形県では、国庫事業の対象とならない認定新規就農者、半農半X等を県単独事業で支援。

新規就農者育成総合対策【国庫】		山形県単独事業
就業準備段階	就業準備資金(全額国庫) 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間交付	独立自営就農者育成研修事業 : 農業研修生に年間最大150万円、最長2年間交付
	雇用就農資金(全額国庫) 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長4年間助成	雇用就農支援事業 : 雇用就農希望者を新規雇用する法人へ年間最大60万円、最長2年間助成
就業初期段階	経営開始資金(全額国庫) 経営開始資金を年間最大150万円、最長3年間交付	独立自営就農者定着支援助成金 : 新規就農者へ営農費用を助成(60万円/年、3年間)
	経営発展支援事業(国1/2、県1/4、就農者1/4) 機械施設等の導入支援、事業費上限1,000万円	経営開始支援助成※ : 半農半X等に75万円/年、1年間助成、市町村上乗せ任意
		未来を育む農業担い手育成支援事業※ : 機械・施設等の導入支援(県1/3、市町村1/6) 事業費上限500万円
		※半農半X等の支援事業

○ 経営発展支援事業における要望・採択状況について

令和6年度の経営発展支援事業の採択率は65%まで低下。

	要望		採択		採択率 (②/①)
	国庫要望額	要望人数 ①	国庫採択額	採択人数 ②	
R4年度	163,162	57	154,792	57	100%
R5年度	156,816	55	156,816	55	100%
R6年度	240,767	72	155,334	47	65%

○ 担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択状況について

担い手確保・経営強化支援事業等における要望・採択者の8割超は水田作の状況。

事業名	区分	要望	うち 水田作 (割合)		採択	うち 水田作 (割合)		集約型農業経営 優先枠
			666,387	664,789 (100%)		315,614	315,614 (100%)	
① 担い手確保・経営強化支援事業	国庫補助額	59	58 (98%)	18	18 (100%)	なし		
② 農地利用効率化等支援交付金	国庫補助額	259,342	192,085 (74%)	130,567	117,865 (90%)	あり		
	経営体数	99	80 (81%)	45	38 (84%)			

○ 農地中間管理事業の取扱件数増加の推移

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、これまで農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業で取り扱っていた農地の貸借が、令和7年4月から全て農地中間管理事業によるものとなるため、それに伴う事務取扱件数が大幅に増えることが予想されている。

年度	R3	R4	R5	R6	R7(見込)
取扱件数	4,572	4,467	5,841	9,479	20,473

山形県担当部署：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
農村整備課

TEL：023-630-3108
TEL：023-630-3134

農業生産基盤の強化と農業農村整備事業予算の安定確保

【農林水産省農村振興局設計課、水資源課、農地資源課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

食料安全保障の確保に向け、農地の大区画化や担い手への集積・集約化、スマート農業への対応など生産力強化に資する基盤整備を推進するとともに、農業用水の安定的供給に必要な不可欠な農業水利施設の長寿命化対策を講じる必要があることから、

- (1) 農業農村整備事業当初予算及び「TPP 等関連農業農村整備対策」等補正予算を十分に確保すること
- (2) 基幹水利施設の長寿命化対策に必要な機能保全計画策定の定額助成が令和 7 年度までの時限措置であるため、期間を延長すること **新規**
- (3) 老朽化した国営の農業水利施設について、国営事業による計画的な更新整備等を行うこと

【提案の背景・現状】

- 人口減少に伴う農業者の減少等が進行している中、食料の安定供給に向け、農地の大区画化やスマート農業の促進等による生産性向上と省力化を図る農業生産基盤の整備・保全の推進が求められている。
- 県営造成の基幹水利施設は、多くの施設で標準耐用年数を超えており、施設の長寿命化を図るためには、現状の機能診断と、その結果に基づいた将来の補修・更新計画となる機能保全計画の策定が必要である。
- 国営造成の農業水利施設は、昭和時代に造成されたものが多く老朽化が進行しているため、更新等の対策を行う必要がある。

【山形県の取組み】

- 農地整備事業を 66 地区で実施するなかで、農地の大区画化や用排水路の管路化と併せ、自動給水栓や幅広畦畔設置等のスマート農業の導入を推進している。
- 県営造成の基幹水利施設は 856 施設あり、令和 6 年度に標準耐用年数を超える 517 施設のうち 433 施設で長寿命化対策に必要な機能診断と機能保全計画の策定を行っている。
- 国営造成施設の更新整備のうち、国営事業の着手に間に合わない施設は県営事業で対応している。

【解決すべき課題】

- 生産性の向上と省力化を図る農地整備を推進するとともに、用水の安定供給に向けた農業水利施設の保全管理に取り組むためには、十分な予算の確保が必要である。
- 今後も老朽化する農業水利施設は増加していくことから、長寿命化対策に必要な機能診断及び機能保全計画の策定の推進は不可欠であり、令和 7 年度までの時限措置となっている国庫補助の定額助成期間を延長する必要がある。
- 国営造成施設の更新等は、大規模であり高度な技術を要するため、国営事業による計画的な調査と事業の実施が必要である。

○ 農業農村整備事業実施による効果事例

・用排水路の管路化

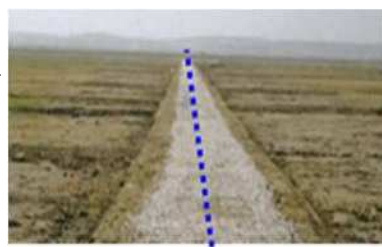


整備前(開排水路)



・用排水施設の管路化による
水管理や草刈等の維持管理
作業の省力化

⇒ 水稲労働時間の削減
農地集積・集約化
水田の汎用化



整備後(管排水路)

・担い手への農地集積・集約化の状況 (桃：法人、その他：担い手)

経営形態現況図



集積面積(集積率): 26.4ha (61.4%)

経営形態計画図



集積面積(集積率): 39.4ha (92.6%)

・大区画化された農地での稲刈り状況



・自動給水栓の設置 ⇒ 水管理の省力化



水路をせき止めて用水確保
(水管理が困難な状況)



自動給水栓による水管理

・幅広畦畔の設置 ⇒ 草刈作業の軽減



人力による草刈作業



機械による草刈作業
(幅広畦畔を利用)

○ 県営造成基幹水利施設の状況



○ 県営造成の基幹水利施設の長寿命化対策事例



水路の劣化状況



水路の改修状況

○ 更新・補修整備が必要な国営造成施設の状況



大規模で高度な技術による本格的な改修が必要な施設
S54 造成 犬川黒川取水塔 (飯豊町)

持続可能な農業・農村を実現するための地域施策の強化

【農林水産省農村振興局 農地資源課】

【提案事項】 制度改正 予算拡充

人口減少・高齢化など農村をめぐる情勢の変化が激しい状況においても、地域社会が維持され、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう、農地の保全等に資する共同活動を促進するため、

- (1) 多面的機能支払交付金を活用した水路や農道の整備等について、**中山間地域における経費の掛かり増しを踏まえた交付単価を設定するとともに、十分な予算を確保すること。**
- (2) 末端インフラの維持・更新に対し、長期的かつ継続的に支援できるよう、多面的機能支払交付金による**水路や農道等の長寿命化のための施設整備について起債充当を可能とすること。**

【提案の背景・現状】

- 水路や農道の更新等を行う長寿命化の取組みは「団体営農業農村整備事業」を活用して促進しているが、路線延長が短いなど**対象とならない小規模な施設は多面的機能支払交付金の資源向上支払（長寿命化）で支援している。**
- 多面的機能支払交付金は地形にかかわらず農地単位面積当たりの交付単価となっているが、**中山間地域では平地に比べ法面が長いことなどから農地単位面積当たりの水路や農道等が多いこと、地形条件から施設の整備等の作業は建設業者等への依頼が多くなることなどの経費の掛り増しにより負担が大きくなっている。**
- また、施設の老朽化が進むなかで、資源向上支払（長寿命化）による施設の整備等の要望も年々増加しているが、現時点ではこの措置については**公共事業等債の対象となっていない。**一方、同様の整備等を行う「団体営農業農村整備事業」については、**令和元年度より公共事業等債の対象となっている。**
- **令和9年からの水田政策**を根本的に見直す検討が本格的に始まるなか、多面的機能支払制度についても、**条件不利の実態への配慮や活動組織の体制強化が方向性として示されている。**

【山形県の取組み】

- 優先度の高い施設への予算の重点配分が可能となるよう、平場、条件不利地を含めた広域活動組織による組織間での経費の融通、調整での対応を推奨し、組織の広域化を促進している。
- 老朽化した施設の補修や更新等の長寿命化対策を進めるため、適正な機能診断や工法選定、事業費の検討等の技術手的な指導・助言、支援を行っている。

【解決すべき課題】

- 条件不利地である**中山間地域では平場に比べて、施設の整備等に要する経費の負担が大きくなっているため、活動組織が継続的に農地等の地域資源保全に取り組むことのできる単価を設定する必要がある。**
- 資源向上支払（長寿命化）による施設の整備等は**非適債となっているが「団体営農業農村整備事業」と同様に起債充当を可能とし、長期的かつ継続的な視点をもって支援していく必要がある。**

○地形条件による資源向上支払（長寿命化）の取組みの比較

- ・中山間地域では平地に比べ農地面積当たりの保全対象施設が多く、工事費負担が大きい。

比較項目		平 地	中山間
対象農用地の保全施設 (1ha あたり)	水路	260 m/ha	290 m/ha
	道路	110 m/ha	140 m/ha
水路更新工事費（1m あたり）		【長井白川右岸地域資源保全協議会】の例 BF350 L=134m 1,991 千円 14,825 円/m	【白鷹町鮎貝地域資源保全会】の例 BF300 L=108m 3,197 千円 29,608 円/m

- ・平地では住民の直営作業による水路設置などの取組みが可能であるが、中山間地では長大な水路法面の補修など維持管理も作業が必要になることから経費が掛かり増し。

平地の例【米沢市窪田農地・水・環境保全会】



水路の入れ
替え工事
↓
重機を借り
上げ住民参
加による
直営作業

中山間地の例【村山市新山地区保全会】



山腹水路の
長大法面補
修工事
↓
建設業者に
依頼

○老朽化に伴う施設の補修や更新の必要性の高まり

- ・多面的支払交付金の資源向上支払（長寿命化）の要望額、対象農地面積ともに増加。



○農業用道路・水路等の維持・更新に活用可能な団体営事業等

- ・令和元年度から団体営事業のガイドラインが設定され公共事業等債の対象となった。
- ・団体営事業の要件を満たさない 200 万円以下の維持・更新は資源向上支払（長寿命化）で支援。

主な事業名	概 要	県負担	市町村負担
団体営農業農村整備事業			
農地耕作条件改善事業	きめ細かな耕作条件の改善、道水路の整備 等	14.0% (公共事業等債) 充当率 90%	21.0% (一般補助施設 整備等事業債) 充当率 90%
農業水路等長寿命化防災減災事業	きめ細かな長寿命化対策、 水路等の整備・補修		
水利整備事業 (地域農業水利施設保全型)	機能保全計画に基づく水利 施設の対策工事		
多面的機能支払交付金（長寿命化）	長寿命化保全計画に基づく 道水路の補修・更新	25.0%	25.0%

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展 に向けた水田政策の推進

【農林水産省大臣官房政策課、農産局穀物課、農産政策部企画課、農村振興局地域振興課】

【提案事項】 制度創設

食料安全保障の確保と地域農業の持続的な発展のためには、国民の食を支える米や畑作物を安定的に供給できる生産体制の強化が不可欠である。

そのため、政府が、令和9年度から根本的に見直すとした水田政策の検討にあたっては、

- (1) 地域との意見交換を丁寧に行い、生産現場の実態を踏まえ、農業者が意欲的に生産に取り組むことができる制度とするとともに、先に水張りや畑地化に取り組んだ農業者との公平性を考慮すること
- (2) 「作物ごとの生産性向上等への支援への転換」について、地域や各作物への影響を十分検証するとともに、現行の「水田活用の直接支払交付金」の交付水準や生産資材の高騰などを踏まえた支援制度とすること
- (3) 中山間地域など条件不利地域において、高齢化が進む中、限られた労働力で農地を維持しながら産地づくりが進められてきたそば等の作物について、持続的な生産が可能となるような支援制度とすること
- (4) 「飼料用米中心の生産体系の見直し」について、飼料用米を活用した畜産物のブランド化などの地域の取組みに与える影響を踏まえた支援制度とすること

【提案の背景・現状】

- 令和3年に示された水田活用の直接支払交付金の見直し方針への対応として、本県では対象となる面積15,660haのうち、既に341haで水張り（1か月湛水）、1,782haで畑地化が行われた。
- 各地域では、本交付金による支援を前提としたうえで、産地交付金を最大限活用しながら、それぞれの実情に応じた特色ある産地づくりが進められている。
- 飼料用米について、耕種農家と畜産農家との需給マッチングのもと、地域ぐるみでの生産・利用の拡大が図られ、令和6年産は4,663haが作付けされている。
- 令和7年1月、本交付金について、令和9年度以降、水田を対象とした支援から、水田、畑に関わらず作物ごとの生産性向上等に対する支援へと転換することで、水張りの要件は求めないこととする水田政策の見直しの方向性が示された。

【山形県の取組み】

- 主食用米を「生産の目安」に沿って生産する一方で、本交付金を最大限活用し、飼料用米等の非主食用米や大豆、そばのほか、野菜等の高収益作物への作付転換を推進しながら、需要に応じた米や畑作物の生産に取り組んできた。
- 令和9年度以降も本県の水田農業が維持発展できる方策を検討するため、「水田活用産地づくり推進プロジェクト会議」を設立し、生産現場における課題の集約や水張りや畑地化、ブロックローテーションに対応した栽培技術の検証など、農業者や各地域を支援する取組みを行ってきた。

【解決すべき課題】

- 水田政策の見直しにあたっては、これまで本交付金による支援を前提とした**作付転換や産地化**が進められてきたことや、見直し方針に対応するため**水張りや畑地化**に取り組んできた経過を十分考慮し、**農業者にとって不利益が生じない制度**となる必要がある。
- また、農業者や各地域にとって、不安を抱くことなく**長期的な視点から今後の営農の方向性や産地のあり方**を判断し、**意欲的に生産に取り組むことができる制度**となる必要がある。

【本県における水田の活用状況（R6）】

（単位：ha）

水田面積（畦畔を除いた本地面積）								85,200	
水稲作付面積 66,800 (青刈面積含む)				大豆	そば	飼料作物	※野菜	※その他作物	※その他(調整水田等)
52,400	加工用米 4,309	新規需要米 6,611	備蓄米 3,422	4,497	4,128	2,257	5,033	3,330	801

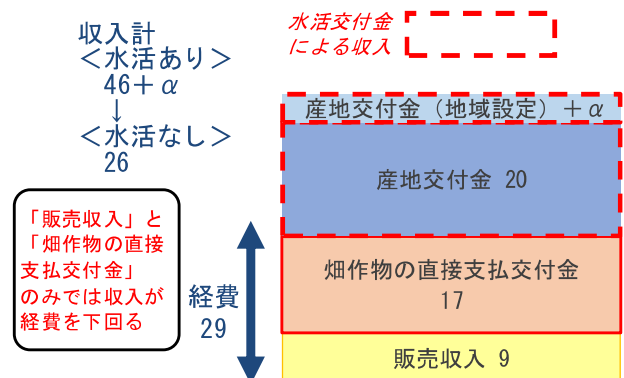
参考資料：農林水産統計、国認定面積（加工用米、新規需要米）、作物作付実績（市町村における水田台帳の集計）
 新規需要米の内訳（飼料用米4,663ha、WCS用稲1,366ha、米粉用米103ha、輸出用米476ha、その他3ha）
 ※「野菜、その他作物、その他」は、R6が未調査のため、R5実績値

【見直し方針への本県の対応状況】

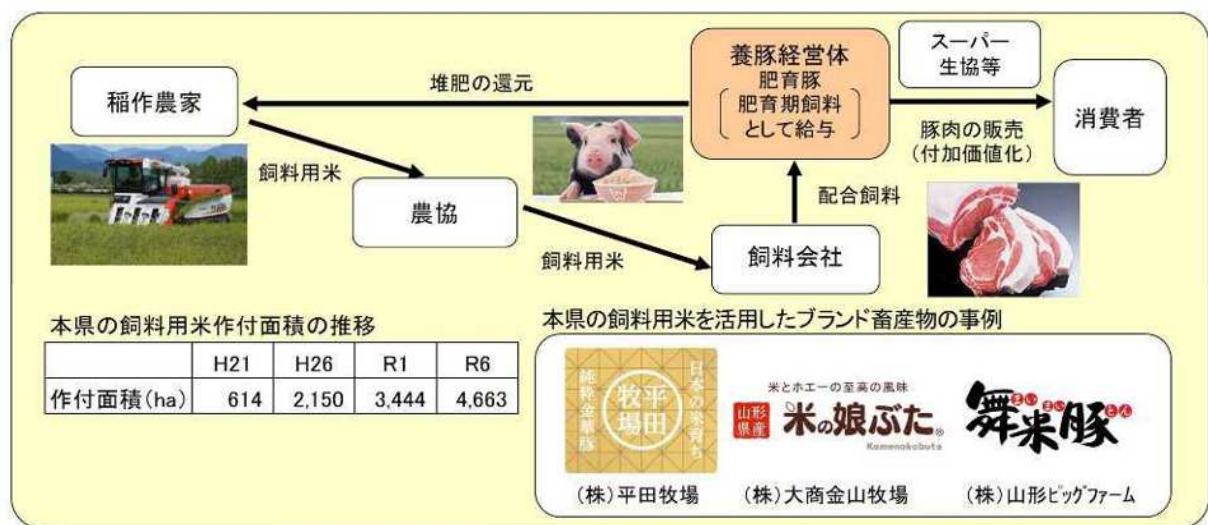
水田活用の直接支払交付金 交付対象面積（R4）		15,660ha
このうちR6までに 水張り（1か月湛水）を行った面積	R5	80ha
	R6	261ha
	計（①）	341ha
このうちR6までに 畑地化を行った面積	R5	771ha
	R6	1,011ha
	計（②）	1,782ha
対応済み面積計（①+②）		2,123ha

【そばの10aあたり収入経費試算】

（単位：千円）



【飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組例】



園芸農業の持続的な発展に向けた支援

【農林水産省農産局総務課生産推進室】

【提案事項】 制度創設 要件緩和

本県の自然や農の技術が生み出す園芸品目（果実、野菜、花き）の産出額は全国第8位で、本県農業産出額の50%を占める重要な品目となっている。一方、本県の農業生産を取り巻く環境は、担い手の減少、物価高騰、度重なる自然災害等の影響を受け厳しい状況にあり、営農継続や経営継承に支障を来すおそれがあることから、

- (1) 物価高騰への対応として、**営農継続に向けた園芸用施設・機械の再整備・改修を支援する制度を創設**すること
- (2) 円滑な経営継承に向けた対応として、**産地生産基盤パワーアップ事業の「生産基盤強化対策」において、産地パワーアップ計画の産地規模の要件を緩和**すること

【提案の背景・現状】

- 本県においては、長期出荷や品質向上の観点から、さくらんぼやぶどうなどで施設栽培が行われている。また、防除作業の効率化の観点から、多くの果樹生産者はスピードスプレーヤを導入している。しかし、物価高騰などから、**施設や機械が計画どおり更新できず**、作業の安全性や生産性の低下を引き起こすだけでなく、高齢者等が**営農を断念するきっかけ**にもなっている。
- 経営継承に向けて、園芸施設やスピードスプレーヤ等の再整備・改修を希望する地域は少なくないが、**産地生産基盤パワーアップ事業（生産基盤強化対策）の計画の産地規模が市町村規模などと広域であるため**、生産者の販売額等の把握や作付面積の維持等の成果目標の設定が困難であり、**活用が進んでいない**。

【山形県の取組み】

- 施設園芸における生産性の向上や営農継続の観点から、令和4年度に限り、園芸用ハウスの再整備・改修に対する助成（補助率：1/3）を実施した。
- 機械価格の高騰を理由とした果樹生産者の離農を防止する観点から、令和6年度に限り、スピードスプレーヤの更新に対する助成（補助率：1/3）を市町村と協調して実施した。（内閣府の重点支援地方交付金を活用）

【解決すべき課題】

- 産地生産基盤パワーアップ事業に、物価高騰に起因する離農を防ぐための**園芸用施設・機械の再整備・改修に係る新たな制度の創設**が必要である。
- 生産基盤強化対策の**計画の産地規模について、「栽培技術等でつながりのある農業者等の集まり」などの規模の小さい範囲も設定できるように見直し**、生産現場で活用しやすくする必要がある。

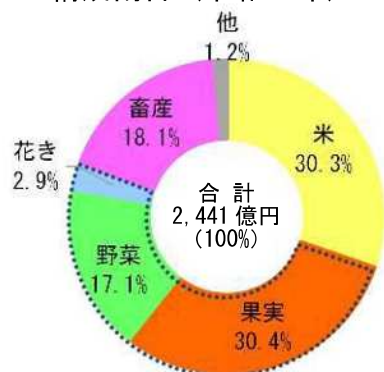
○ 園芸産出額（令和5年）

単位：億円

順位	1位	2位	3位	4位	5位	・・・	8位
都道府県	北海道	長野	茨城	熊本	愛知		山形
産出額	2,702	2,120	1,953	1,873	1,823		1,231

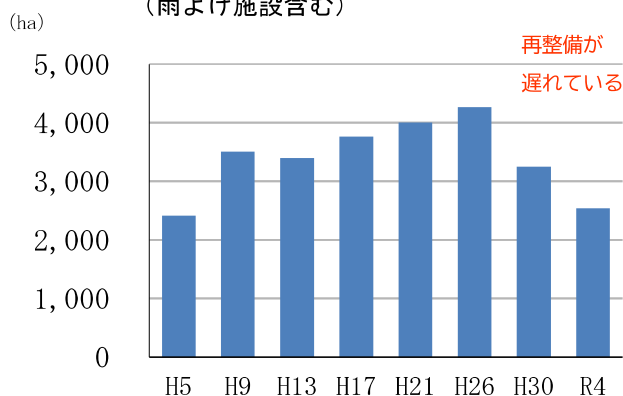
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」（果実、野菜、花きの合計）

○ 本県産出額の部門別構成割合（令和5年）



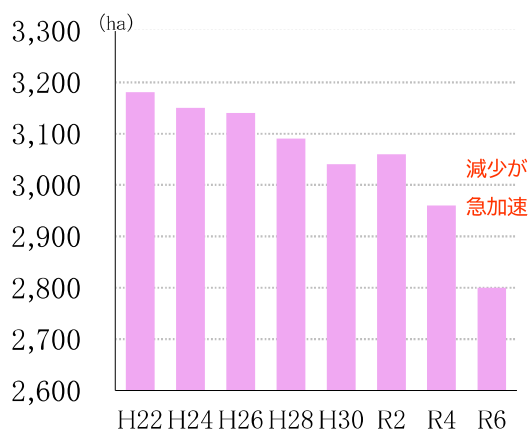
出典 農林水産省「農業産出額及び生産農業所得」

○ 本県の園芸用ハウス等の設置状況（雨よけ施設含む）



出典 農林水産省「園芸用施設の設置等の状況」ほか

○ さくらんぼの栽培面積の推移



出典 農林水産省「耕地及び作付面積統計」

○ 建設資材物価指数（鋼管）の推移

（全国平均 平成27年=100）



出典 一般財団法人 建設物価調査会 総合研究所「建設物価 建設資材物価指数」

○ 産地パワーアップ計画の産地規模

区分	収益性向上対策	生産基盤強化対策
施設の再整備・改修	不可	可（5年以内の譲渡が要件）
産地規模	面積要件を満たせば、「栽培技術等でつながりのある農業者等の集まり」も設定可能	原則として、地域農業再生協議会が管轄する範囲を設定

○ スピードスプレーヤーの価格高騰の状況

メーカー	タンク容量	令和元年（千円）	令和6年（千円）	価格上昇率
S社	600ℓタイプ	5,130	6,622	29%
M社	1,000ℓタイプ	6,750	9,622	43%

出典：農業機械・施設便覧



家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策の強化

【農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、動物衛生課】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

野生動物を感染源とした家畜伝染病（高病原性鳥インフルエンザ、豚熱）の発生が国内で相次いでおり、発生予防及びまん延防止対策の強化が必要であることから、

- (1) 家畜伝染病の発生予防及びまん延防止対策において中心的な役割を果たす家畜防疫員の確保・育成を図るため、獣医師養成確保修学資金給付事業に係る十分な予算を確保すること
- (2) 家畜伝染病発生時に、疫学的なリスク評価に基づく部分的な殺処分の適用を可能とすること
- (3) 家畜伝染病の発生予防に向けた農場の施設整備に係る助成対象を拡充するとともに十分な予算を確保すること

【提案の背景・現状】

- 農場への侵入に野生動物が関与しているとされる高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱は、国内で継続的に発生しているが、その発生予防やまん延防止を担う都道府県の家畜防疫員は全国的に不足している状況が続いている。
- 感染が農場内の一部に限られているとみられる早い段階での発見であっても、関連農場を含めた全ての家畜を殺処分することとされている。
- 家畜伝染病の発生予防に向けた農場の施設整備に活用できる食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象は限定的。

【山形県の実践】

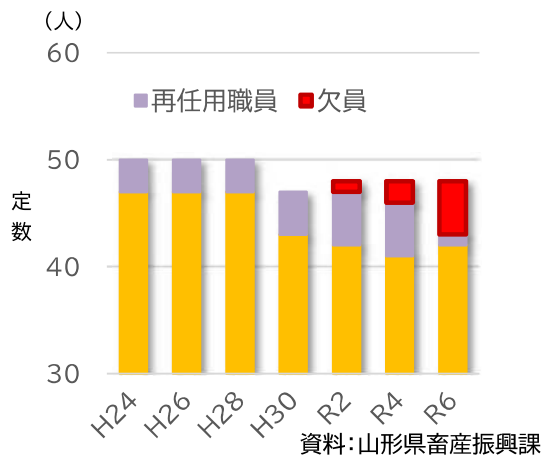
- 家畜防疫員となる獣医師を確保するため、高校生や獣医学生を対象とした修学資金給付事業や大学の講義への職員派遣、獣医学生インターンシップの開催、就職採用説明会への職員派遣などの取組みを行っている。
- 令和2年に発生した豚熱や令和4年に発生した高病原性鳥インフルエンザ等に対し、家畜防疫員を中心に迅速かつ適切に防疫措置を実施した。
- 県内の畜産農家を定期的に巡回し、飼養衛生管理の徹底について繰り返し指導を行い、家畜伝染病の侵入防止に努めている。

【解決すべき課題】

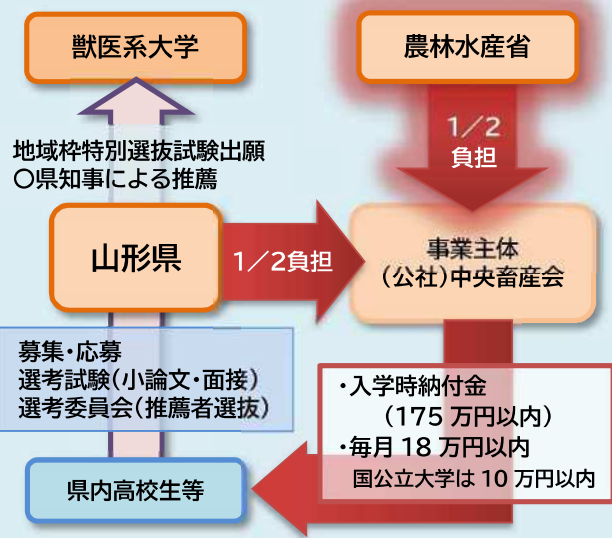
- 家畜防疫員の確保・育成を目的とする政府の獣医師養成確保修学資金給付事業に係る予算は、全国各団体（県を含む）の要望に対し不足している状況にある。これは各獣医系大学が行う地域枠入試への応募の可否に関わるため、家畜防疫員の確保に対し、将来にわたり支障をきたすおそれがある。
- 近年、迅速かつ高感度な検査方法が確立しており、正確なリスク評価が可能となっているので、管理者が同じ農場であっても、発生した農場から距離が離れている農場など飼養家畜を全て殺処分しなくてもよい場合があり、部分的な殺処分の適用を検討する必要がある。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱が継続的に発生している状況にあって、農場の飼養衛生管理の高位平準化が急務であることから、畜産農家の実情に即した整備が推進できるよう食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象の拡充と十分な予算の確保が必要である。

○家畜防疫員不足の状況

山形県の農林獣医師の定数、うち再任用職員数及び欠員数の推移



○政府の獣医師養成確保修学資金給付事業の概要（高校生枠：地域枠特別選抜入試）



○患者及び疑似患者の範囲（高病原性鳥インフルエンザの例）

患者	一定の診断（判断）基準により、高病原性鳥インフルエンザに罹患したと判断された家さん
疑似患者	ア 患者が確認された農場で飼養されている全ての家さん
	イ 高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が疑われる症状を示す農場で、遺伝子検査等でH5又はH7亜型の遺伝子等が確認された家さん
	ウ イに掲げる家さんが確認された農場の、全ての家さん
	エ 患者、疑似患者が確認された農場と7日以内に飼養管理者が同一だった農場の全ての家さん
	オ 患者、疑似患者と7日以内に接触したことが明らかな家さん
	カ 患者、疑似患者と7日以上前に接触していて、発症状況等から患者となる恐れがあると家畜防疫員が判断した場合 ※患者及び疑似患者は全て殺処分の対象

出典：特定家畜伝染病防疫指針

○迅速・高感度な検査方法の例

検査法	所要時間	検体数/回
リアルタイム PCR	約4時間	約50検体
エライザ法	約5時間	≧100 検体

※一般的な所要時間・検体数を示した

→ 防疫措置の初期段階でのリスク評価も可能

○疫学的リスク評価の必要性

- ・北海道を除く全国でワクチンが接種されている豚熱は、農場内や疫学関連農場への拡大リスクが従来よりも低くなっており、殺処分の対象を精査する必要性が高まっている。
- ・豚熱及び高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクとして、野生動物を介したものが特に大きいことから、人や物による疫学的関連のみをもって殺処分の対象とする場合は、特に慎重であるべき。

○食料安全保障確立対策整備交付金の交付対象の拡充案

施設	現行	拡充案
細霧装置・入気口フィルター	鶏舎のみ	豚舎
畜舎の前室	補助対象外	補助対象とする
農場出入り口の車両消毒設備	補助対象外	補助対象とする
野生動物侵入防止柵	補助対象外	耐雪性のある侵入防止柵等の新たな整備を補助対象とする

農産物等の輸出拡大に向けた環境整備の促進

【農林水産省消費・安全局植物防疫課、輸出・国際局輸出支援課、国際地域課】

【提案事項】 規制緩和

政府は、農林水産物・食品の輸出額5兆円(2030年)を目標に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」による取組みを進めており、その目標達成に向けては、産地の実情に応じた、更なる環境整備が必要であることから、

- (1) 中国向け精米輸出を加速させていくため、**県内の精米工場が中国向け精米施設として指定されるよう中国政府へ働きかけを一層強化すること**
- (2) 青果物の輸出拡大に向けて、**地域特有の輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)の輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを加速すること**

【提案の背景・現状】

- 平成30年5月に「酒田港西埠頭くん蒸上屋」が、中国向け精米輸出のくん蒸倉庫として東北地方で唯一登録されたが、**県内に中国向け指定精米工場がないため、県内で精米・くん蒸が完結できず、酒田港からの中国向け精米輸出は、県外の指定精米工場を利用せざるを得ず、国内輸送費の掛かり増しが発生する。**
- 県産農産物の主要品目である**さくらんぼや西洋なし**は、全国の収穫量の約7割を占めており、香港や台湾等のアジア地域を中心に輸出されている。現地での需要が見込まれるが、**厳しい植物検疫条件や残留農薬基準により、輸出が伸びていない。特にタイ向けの西洋なしは、令和元年度以降、輸出が不可能になっている。**

【山形県の取組み】

- 中国向け精米工場の指定に向け、県内精米工場において平成29年から対象害虫のトラップ調査を継続中。また、酒田港西埠頭くん蒸上屋の通年利用に向け、冬期間のくん蒸の基準温度確保のため、加温設備を整備。
- 農林水産省の青果物の輸出環境課題に対する要望調査において、タイ(令和元年度～)、ベトナム(令和2年度～)向け植物検疫協議を要望している。また、台湾向けインポートトレランス申請の要望を行っている。
- 青果物の輸出拡大を視野に**さくらんぼの新品種を開発し、令和5年に本格出荷を開始した。同年には台湾で、令和6年にはタイでプロモーション事業を実施。**

【解決すべき課題】

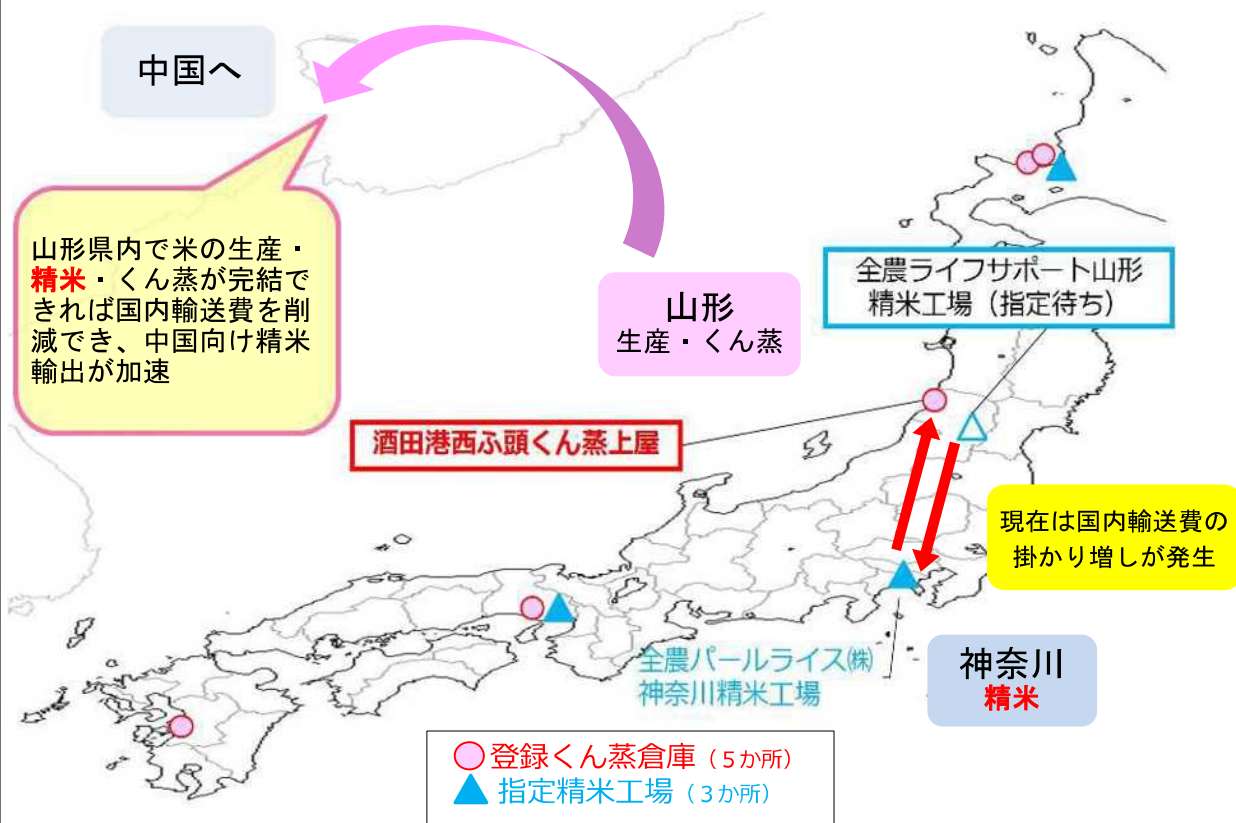
- 中国向け精米輸出を加速するため、**東北地方で唯一の登録くん蒸倉庫を有する県内の精米工場が中国向け施設として指定される必要がある。**
- **産地が限定的な輸出有望品目(さくらんぼ、西洋なし)についても、地域の実情を踏まえ、輸入解禁や植物検疫条件の緩和、残留農薬基準値の設定などに向けた取組みを強化する必要がある。**

◆中国向け精米輸出の輸送ルート

【現状】

- ・中国への精米輸出については、中国側が認めた精米工場・くん蒸倉庫での処理が必要
- ・米の主産地にも関わらず東北地方には指定精米工場がない

- ・山形県内の精米工場が指定されれば山形県産米の中国向け精米輸出が増加
- ・東北各県や新潟県からの中国向け精米輸出の増加も期待される



◆ さくらんぼ、西洋なしの輸出の状況

【現状】

- ・全国的に輸出拡大できる見込みが高い国・品目が優先され、本県のさくらんぼ、西洋なしのように特定の産地で生産されている農産物の植物検疫の協議等の取組みが進んでいない。

- ・地域の輸出拡大機運醸成の牽引役の効果が期待できることから、産地が限定的な輸出有望品目についても検疫条件の緩和等の取組みが必要

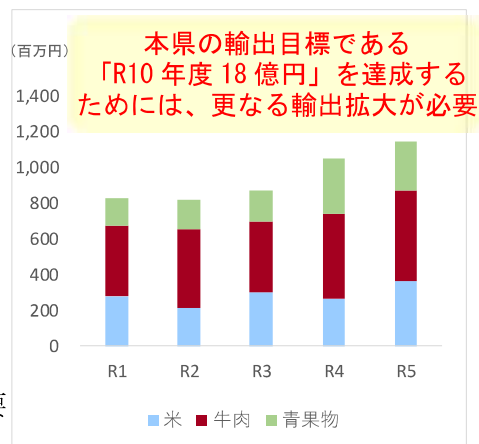
〈海外各国・地域の検疫条件〉

品目		台湾	香港	タイ	ベトナム
さくらんぼ		○	◎	▲	—
西洋なし		▲	◎	×	—

- 凡例) ◎：植物検疫証明書なしで輸出可能
 ○：植物検疫証明書があれば輸出可能
 ▲：二国間合意に基づく特別な検疫条件のクリアが必要
 ×：輸入禁止
 —：輸入条件が未設定又は不明

【現状】植物検疫証明書があれば輸出可能だが、残留農薬基準が厳しく、輸出が進まない

〈県産農産物の輸出額推移（県独自調査）〉



森林(モリ)ノミクスの加速による 林業・木材産業の成長産業化の促進

【農林水産省林野庁林政部経営課・木材利用課、森林整備部計画課・整備課】

【提案事項】 予算拡充

戦後植林された人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林資源の循環利用をさらに促進するため、『森林ノミクス』の取組みを一層加速する必要があることから、

- (1) 建築材として使用される A 材の利用を一層拡大するため、公共建築物に加え民間施設等の木造化・木質化も補助対象とするなど、木材利用を促進する支援策を早急に講じること
- (2) 森林業への就業を目指す専門職大学の学生が「緑の青年就業準備給付金」を受給できるよう要件を拡充し、森林・林業の担い手育成について十分な予算を確保すること
- (3) 循環型林業の推進に向け、間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材需要の拡大等、総合的な対策を実行できる「林業・木材産業循環成長対策交付金」の十分な予算を確保すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 国産材の活用による森林資源の循環利用や脱炭素社会の実現に資するため、令和 3 年 10 月に「公共建築物等木材利用促進法」(H22 制定) が通称「都市(まち)の木造化推進法」に改正され、木造化推進の対象が公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大された。
- 平成 30 年に学校教育法が改正され、専門性が求められる職業の実践的かつ応用的な知識や技術を学修する専門職大学の制度が新設された。
- 森林資源の循環利用に向け、主伐・再造林や間伐等を計画的に進めるための森林整備をはじめ総合的な対策に必要な予算の確保が全国的に課題となっている。

【山形県の取組み】

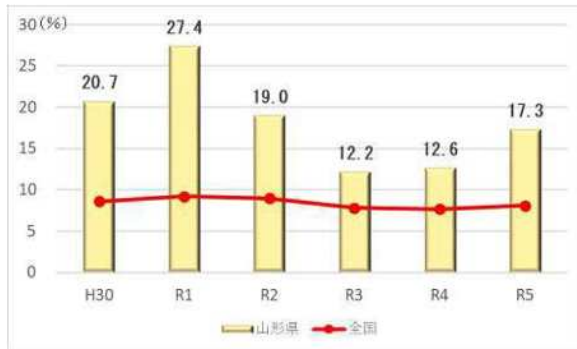
- やまがたの木に包まれた生活を送る「しあわせウッド運動」を展開するとともに、県産木材の利用拡大に向け、中大規模木造建築物を設計できる技術者(やまがた木造設計マイスター)の養成に取り組んでいる。
- 令和 6 年 4 月に開学した県立の東北農林専門職大学の森林業経営学科の学生は、「緑の青年就業準備給付金」の受給対象とならないため、県独自の支援金給付制度を創設し、学生の就業・定着支援を行っている。
- 循環型林業を推進するため、県独自に低コスト再造林や効率的な間伐への支援、高性能林業機械のレンタル経費への支援、スマート林業の普及、県産木材の利用促進に取り組んでいる。

【解決すべき課題】

- 新築住宅着工戸数が減少する中、木材の利用を拡大するため、公共建築物に加え、民間施設の木造化・木質化支援等を強化していく必要がある。
- 「研修期間が概ね 1 年かつ概ね 1,200 時間以上」としている「緑の青年就業準備給付金」の給付要件を、専門職大学の教育課程に対応させる必要がある。
- 循環型林業の実現に向けては、主伐・再造林や適期の間伐等を計画的かつ確実に実行し、木材需要拡大や担い手育成などを総合的に推進していく必要がある。

○本県の民間施設の木造化率（床面積割合）

・本県の民間施設の木造化率は10%台で推移しており、より一層の木造化の取組みが必要



○やまがた木造設計マイスターの養成

・民間施設や中大規模建築物等の木造化に取り組む建築士を養成するための講座を開催



○東北農林専門職大学森林業経営学科学生への支援金給付制度（県単独事業）

「やまがた森林業次世代人材育成支援金」

1. 対象

東北農林専門職大学森林業経営学科の学生で、県内の森林業分野（右図参照）への就業を希望する者。ただし、卒業後6年以上、県内の森林業に取組む事業体等に就業することを要件。

2. 給付期間：最大4年間（1～4年次）

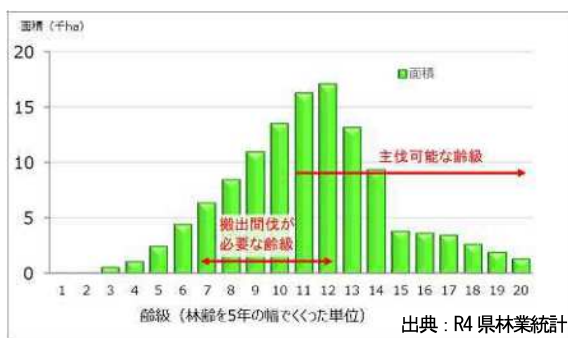
3. 給付金額：750千円／年（4年総額3,000千円）

「森林業」の概念



○本県の民有人工林の齢級構成

・戦後植林された人工林は本格的な利用期を迎えている
・主伐前の人工林では計画的な間伐が必要



○本県の間伐事業の推移

・間伐事業の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



○本県の「林業・木材産業循環成長対策交付金」の推移

・間伐材生産、路網整備、高性能林業機械の導入やリース、木材加工流通施設整備、木質バイオマス施設整備等の要望に対し配分額が下回っており、さらなる予算の拡充が必要



高性能林業機械（プロセッサ）

水産業の持続的な発展に向けた支援の強化

【農林水産省水産庁漁政部企画課、漁業保険管理官】

【提案事項】 予算拡充 制度改正

漁業者の減少・高齢化や燃油価格等の高騰、頻発化・激甚化する気象災害など水産業を取り巻く状況が厳しさを増す中、水産業の持続的な発展に向けて、新規漁業就業者の確保・育成や漁業者自らの幅広いリスクへの備えを促進する必要があることから、

- (1) 新規漁業就業者を対象とした所得保障制度（漁業版経営開始資金）の創設、漁家子弟（子、親族）に対する支援等、経営基盤の弱い新規就業者に対する支援の充実を図ること
- (2) 養殖業の経営安定化に向けて、養殖共済・漁業施設共済の対象をマス類等の内水面養殖へ拡充すること **新規**

【提案の背景・現状】

- 山形県の漁業就業者数は減少しており、新規就業者の確保が必要である。また、本県の漁業は独立経営体が主体であるが、独立直後の収入の安定性が低いことが独立就業を妨げる一因となっている。
- 気象災害の頻発化・激甚化に伴い経営リスクが増大しているものの、うなぎを除き、内水面養殖業は共済制度がない。

【山形県の取組み】

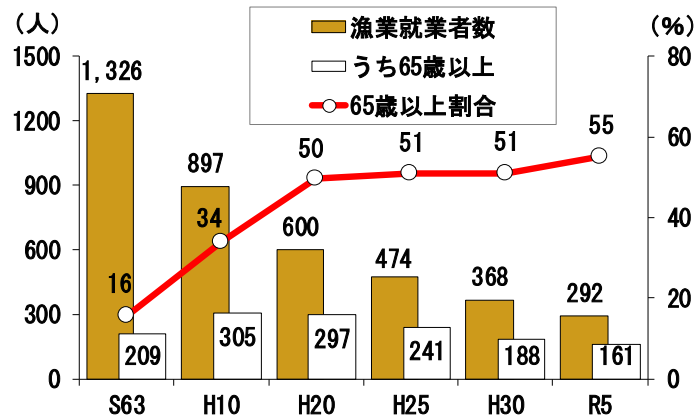
- 新規独立漁業者の経営安定を支援するため、独立直後3年間における所得保障（年150万円）を令和3年度から実施している。また、漁家子弟（子、親族）に対する研修時の給付金制度（年150万円）を令和4年度に創設した。
- 平成30年度以降、特に被害が甚大な災害に対しては県補助金を創設し、被災した養殖業者、漁業協同組合、漁業生産組合等を対象に、事業の復旧と継続に必要な種苗の購入や施設修繕に対して支援を実施している。

【解決すべき課題】

- 新規就業の促進には、独立前後の経営の安定化に向けた支援が必要である。
- 内水面養殖業の経営安定に資するため、養殖魚及び養殖施設に生じた被害も対象となるよう共済制度の拡充が必要である。

○ 漁業就業者の推移（山形県）

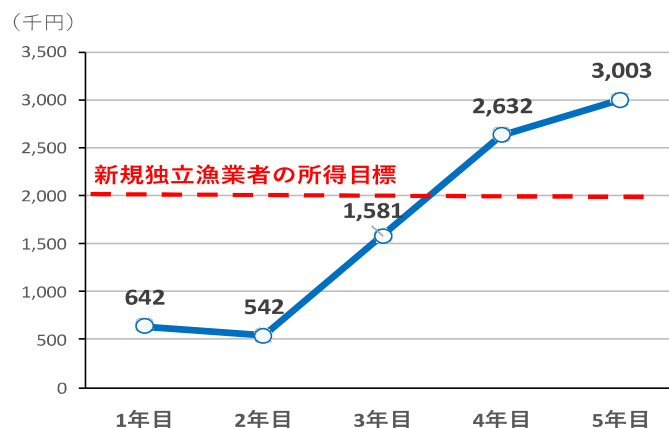
- ・本県の漁業就業数は、令和5年に292人となり、昭和63年の1,326人の約2割まで減少した。
- ・平成20年以降は65歳以上の高齢者が漁業就業者の半数を占めており、新たな担い手の確保が必要である。



資料：農林水産省「漁業センサス」より山形県作成

○ 新規独立漁業者の漁業所得の状況

- ・新規独立漁業者が所得目標を達成するためには3年程度要することから、漁業者として定着するためには、その期間における金銭的な支援が必要である。



令和元年から6年度に山形県で就業した漁業者の所得の聞き取り結果（漁業者11名の平均）

○ 激甚化する災害による内水面養殖業の被害

【令和6年7月大雨による被害】



サケふ化場（遊佐町直世）の泥堆積



内水面水産センター（遊佐町吉出）のイワナ稚魚被害

	被害額 (千円)	原因・ 被害対象
平成30年度	1,490	大雨・施設
令和元年度	1,730	大雨・施設
令和2年度	7,400	大雨・養殖魚
令和4年度	2,500	大雨・養殖魚
令和5年度	3,790	高水温/大雨・ 養殖魚
令和6年度	98,654	大雨・ 養殖魚/施設